



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく特定事業の見通し（企画調整課）…………… 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課）…………… 2
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 2
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）…………… 2

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課）…………… 3

### 公安委員会事項

- 沖縄県公安委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 警備員指導教育責任者講習の実施・2件…………… 4
- 沖縄県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第1項の規定により沖縄県公安委員会等が定める技術的基準及び沖縄県公安委員会等が指定する電子計算機並びに同条第6項の規定により沖縄県公安委員会等が定める添付書面等及び期間…………… 7
- 沖縄県警察本部長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の廃止…………… 7
- 電子情報処理組織を使用する行政手続等…………… 8

## 告 示

### 沖縄県告示第439号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第18条の3第1項において準用する同法第13条第1項の規定により、次のとおり特定事業の見通しを定めた。

平成29年 8 月 29 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 特定駐留軍用地跡地の名称 キャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区
- 2 特定事業の種類 学校
- 3 特定事業の用に供する土地の面積 75,000平方メートル

### 沖縄県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、下南地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8 月 29 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成29年8月30日から同年9月27日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。  
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

---

**沖縄県告示第441号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年8月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 石垣市字桃里伊野田165番992（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 用排水路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

---

**沖縄県告示第442号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年8月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江上泊原1418番、1420番、1424番
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

---

**沖縄県告示第443号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成29年8月29日から同年9月11日まで一般の縦覧に供する。

平成29年8月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 具志川環状線
- 2 供用開始の区間 うるま市兼箇段後原92番5から沖縄市字登川1036番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年8月29日

---

**沖縄県告示第444号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成29年8月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦西停車場線
- 3 区間 浦添市前田三丁目1671番地2から西原町字徳佐田2番3まで

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8 月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド那覇本店 那覇市おもろまち2丁目5番13号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三井住友信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号 支配人 浅井克幸
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成29年 8 月29日から同年 9 月29日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8 月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド那覇本店 那覇市おもろまち2丁目5番13号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三井住友信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号 支配人 浅井克幸
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 等価騒音レベルの予測結果は、騒音に係る環境基準値以下となっているが、付近住民などから苦情や相談などが寄せられた際には、その受入窓口を設けるなど、誠意をもって対応すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成29年 8 月29日から同年 9 月29日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

## 公 安 委 員 会 事 項

### 沖縄県公安委員会規則第7号

沖縄県公安委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 8 月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公安委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「沖縄県公安委員会」を「沖縄県公安委員会等」に改める。

本則中「沖縄県公安委員会に」を「沖縄県公安委員会等（沖縄県公安委員会、沖縄県警察本部長又は警察署長をいう。以下同じ。）に」、  
「又は沖縄県公安委員会」を「又は沖縄県公安委員会等」に改める。

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

**沖縄県公安委員会告示第177号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年8月29日

沖縄県公安委員会

**1 実施する講習**

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

**2 講習期間等**

**(1) 新規取得講習**

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	平成29年10月2日（月曜日）から同月6日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成29年10月6日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考査】10月6日（金曜日）	午後3時20分から午後5時まで	

**(2) 追加取得講習**

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	平成29年10月5日（木曜日）及び6日（金曜日）	午前9時から午後5時（平成29年10月6日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考査】10月6日（金曜日）	午後3時20分から午後3時55分まで	

**3 受講定員**

- (1) 新規取得講習 15人
- (2) 追加取得講習 15人

**4 受講対象者**

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
  - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
  - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
  - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検

定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

#### 5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り) 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

#### 6 受講申込手続等

(1) 受付期間

講習の受付期間及び受付時間は、平成29年9月4日(月曜日)から同月8日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

**沖縄県公安委員会告示第178号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年8月29日

沖縄県公安委員会

**1 実施する講習**

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

**2 講習期間等**

**(1) 新規取得講習**

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	平成29年10月2日（月曜日）から同月6日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成29年10月6日においては、午前10時45分）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室（平成29年10月5日及び6日は、第2教室）
	【 <b>考查</b> 】10月6日（金曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

**(2) 追加取得講習**

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	平成29年10月5日（木曜日）及び6日（金曜日）	午前9時から午後5時（平成29年10月6日においては、午前10時45分）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第2教室
	【 <b>考查</b> 】10月6日（金曜日）	午前11時10分から午前11時45分まで	

**3 受講定員**

- (1) 新規取得講習 15人
- (2) 追加取得講習 15人

**4 受講対象者**

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。

**5 受講申込みに必要な書類**

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
  - ア 新規取得講習 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 追加取得講習 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

## 6 受講申込手続等

### (1) 受付期間

講習の受付期間及び受付時間は、平成29年9月4日（月曜日）から同月8日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

### (2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

## 8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

## 沖縄県公安委員会告示第183号

沖縄県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県公安委員会規則第8号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第4条第1項の規定により沖縄県公安委員会等（沖縄県公安委員会、沖縄県警察本部長又は警察署長をいう。以下同じ。）が定める技術的基準及び沖縄県公安委員会等が指定する電子計算機並びに同条第6項の規定により沖縄県公安委員会等が定める添付書面等及び期間を次のように定める。

平成29年8月29日

沖縄県公安委員会

1 沖縄県公安委員会等が定める技術的基準 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第1項に規定する技術的基準及び電子計算機（平成17年沖縄県告示第74号）の1に掲げる基準とする。

2 沖縄県公安委員会等が指定する電子計算機 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第1項に規定する技術的基準及び電子計算機の2に掲げる電子計算機とする。

3 沖縄県公安委員会等が定める添付書面等

(1) 登記事項証明書、住民票の写し、印鑑証明書その他行政機関等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第2条第2号に規定する行政機関等をいう。）が発行する書面等

(2) (1)に掲げるもののほか、沖縄県公安委員会等が必要と認める添付書面等

4 沖縄県公安委員会等が定める期間

(1) 沖縄県公安委員会等が諾否の応答をすべき申請等 申請等が県の機関に到達した日から当該申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うまでの期間

(2) (1)以外の申請等 申請等が県の機関に到達した日から3月を経過する日までの期間

## 沖縄県警察本部告示第1号

沖縄県警察本部長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する告示を次の

ように定める。

平成29年 8月29日

沖縄県警察本部長 池 田 克 史

**沖縄県警察本部長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する告示**

沖縄県警察本部長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成16年沖縄県警察本部告示第82号）は、廃止する。

**附 則**

この告示は、平成29年 8月29日から施行する。

**沖縄県警察本部告示第 2 号**

沖縄県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県公安委員会規則第 8 号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第 3 条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等を次のとおり公示する。

平成29年 8月29日

沖縄県警察本部長 池 田 克 史

- 1 電子情報処理組織を使用して行わせる手続等 自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知及び当該通知に関する申請並びに保管場所標章の交付申請
- 2 手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第 4 条第 1 項及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号）第 5 条第 1 項
- 3 使用を開始する日 平成29年10月 2 日

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城 1 丁目13番 9 号
--	--